

輸入ワクチンについて

輸入ワクチンは、日本国内では未承認ですが、多くの国で使用されています。

日本国内で未承認の薬品での副反応や後遺症が生じた場合には、医薬品副作用被害救済制度の適応外とされています。

輸入ワクチンで、万が一副反応により後遺症が生じた場合には、輸入代行業者が提供する被害者救済制度の適応となる場合があります。

診察時に、渡航先の状況をお聞きし接種が必要なワクチンを選択します。

上記内容をご理解いただいた上で輸入ワクチンを使用することとなりますので、同意書に署名をしていただき受診時にお持ちになり受付にお出してください。

ご不明な点がございましたら、診察時に担当医師にお尋ねください。診察後に同意書をご記入いただく事も可能です。